

◆都市計画川上地区地区計画変更(案)

地区整備計画		
建築物等に関する事項		
建築物等の用途の制限	変更後	変更前
	次に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。 (1) 製造業（統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類に掲げる大分類E－製造業に属するものをいう。）に供するもの。ただし、次に掲げるものを除く。以下同じ。 ア 建築基準法（昭和25年法律第201号）別表第2（る）項第1号（1）に掲げるもの イ 建築基準法別表第2（る）項第1号（2）に掲げるもののうち、消防法（昭和23年法律第186号）別表第1第1類、第3類、第5類及び第6類の項に掲げるものの製造に供するもの (2) 試験研究施設（佐賀県企業立地の促進に関する条例施行規則（平成17年佐賀県規則第15号）第4条第1号に定める施設）に供するもの (3) 前各号の建築物に関連する施設で次に掲げる施設 ・（1）（2）の建築物の用途及び目的を妨げない範囲で企業活動に必要な事務所 ・ 寄宿舍（建築基準法別表第2（い）項第3号に掲げるもの） ・ 保育所（建築基準法別表第2（い）項第6号に掲げるもの） ・ 診療所（建築基準法別表第2（い）項第8号に掲げるもの） ・ 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもの（建築基準法 別表第2（は）項第5号に掲げるもの） (4) 再生可能エネルギーを使用する供給処理施設 (5) 休憩所 (6) 公衆便所 (7) 産業団地の維持管理に必要な施設 (8) 前各号の建築物に附属する建築物（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第130条の5各号に掲げるものを除く。）	次に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。 (1) 製造業（統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類に掲げる大分類E－製造業に属するものをいい、建築基準法（昭和25年法律第201号）別表第2（る）項第1号（1）又は（2）に掲げるものを除く。以下同じ。）に供するもの (2) 試験研究施設（佐賀県企業立地の促進に関する条例施行規則（平成17年佐賀県規則第15号）第4条第1号に定める施設）に供するもの (3) 前各号の建築物に関連する施設で次に掲げる施設 ・（1）（2）の建築物の用途及び目的を妨げない範囲で企業活動に必要な事務所 ・ 寄宿舍（建築基準法別表第2（い）項第3号に掲げるもの） ・ 保育所（建築基準法別表第2（い）項第6号に掲げるもの） ・ 診療所（建築基準法別表第2（い）項第8号に掲げるもの） ・ 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもの（建築基準法 別表第2（は）項第5号に掲げるもの） (4) 再生可能エネルギーを使用する供給処理施設 (5) 休憩所 (6) 公衆便所 (7) 産業団地の維持管理に必要な施設 (8) 前各号の建築物に附属する建築物（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第130条の5各号に掲げるものを除く。）